

# 權利關係

民法①

制限行為能力者

# 制限行為能力者ってどんな人たち？

通常の人に比べて、**判断能力が不十分だと思われる人**たちのこと。

一定の者を保護者等として、制限行為能力者の保護・監督にあたらせると同時に、制限行為能力者が保護者等の関与することなく、単独でした法律行為（例えば「契約」）は、取消しすることができるとしている。

取消しする理由は、当該本人が制限行為能力者であり、**保護者等の同意を得ていなかったということだけで足りる。**

# 制限行為能力者とその保護者

種類	どんな人	保護者
未成年者	18歳未満の人	親権者・未成年後見人 (いずれも法定代理人)
成年被後見人	精神上の障害により <b>事理弁識能力を欠く常況</b> にある者で、後見開始の審判を受けた者 (重度の障害)	成年被後見人 (法定代理人)
被保佐人	精神上の障害により <b>事理弁識能力が著しく不十分</b> な者で保佐開始の審判を受けた者 (中度の障害)	保佐人
被補助人	精神上の障害により <b>事理弁識能力が不十分</b> な者 (軽度の障害)	補助人

# 未成年者(保護者は親権者または未成年後見人)

## 【原則】

契約などの法律行為をする場合には、法定代理人の同意を得る必要がある。

同意なしに単独で行った法律行為は、取り消すことができる。

## 【例外(同意なしでも取り消せない行為・単独でできる行為)】

- ・法定代理人が処分を許した財産の処分行為(小遣いを使う等)
- ・単に利益を得たり、義務を免れる行為(借金返済の免除等)
- ・法定代理人から許可された営業行為(親から営業許可をもらい不動産業を営む等)

# 成年被後見人(保護者は成年後見人)

## 【原則】

契約などの法律行為は、成年後見人が代理して行う。

成年被後見人が単独で行える法律行為はない。単独で行った行為は同意の有無に関わらず、取り消すことができる。

## 【例外(取り消せない行為)】

- ・日用品の購入その他日常生活に関する行為

# 被保佐人(保護者は保佐人)

## 【原則】

契約などの法律行為は、単独でできる。

ただし、重要な財産上の行為は保佐人の同意(または同意に代わる家庭裁判所の許可)が必要。重要な財産上の行為を単独でした場合は取り消すことができる。

## 【重要な財産上の行為一例(同意の必要な行為)】

- ・借金や保証をする
- ・不動産その他重要な財産の取引をする
- ・相続の承認・放棄をする、遺産分割をする
- ・土地 5 年超・建物 3 年超の賃貸借をする

# 被補助人(保護者は補助人)

補助人の同意が必要とされた特定の法律行為**以外**は、単独でできる。

被補助人が**同意が必要な行為を単独でした**場合は、**取り消すことができる**。

特定の法律行為とは、被保佐人と同様の重要な財産上の行為の中から一部を選んだものを指す。

\* 被補助人は、かなり判断能力があるので、ほぼ一人で行動できる。

# 保護者の権限等

	法定代理人 (未成年者の保護者)	成年後見人 (成年被後見人の保護者)	保佐人 (被保佐人の保護者)	補助人 (被補助人の保護者)
取消権	○	○	○	△
同意権	○	×	○	
追認権	○	○	○	
代理権	○	○	△	

- \* 追認権とは、事後同意権ともいわれ、後から契約等を認めること。
- \* 保佐人は、代理権が欲しい場合にのみ付けてもらえる。ただし、本人の同意が必要。
- \* 補助人は、補助開始の審判で、同意権か代理権のどちらか、または両方を与えられる。

# 制限行為能力者(成年被後見人・被保佐人・被補助人)の 居住用不動産の処分

## 家庭裁判所の許可が必要

成年後見人、保佐人、補助人が、その保護する成年被後見人、被保佐人、被補助人の**居住用建物またはその敷地を処分**(売却、抵当権の設定、賃貸、賃貸借の解除)をする場合、**家庭裁判所の許可が必要**となる。

# 取消しできる行為の取消権が排除される場合

制限行為能力者が、「自分は行為能力者である」と  
詐術を用いて契約した場合、その契約は取り消すことが  
できない。

\*ただ単に制限行為能力者であることを黙秘していたと  
いう場合は、該当せず、まだ、取り消すことができる。

# 保護者の同意がない契約をした第三者

## 【前提】

制限行為能力者側からの取消しは、誰に対しても(善意無過失の相手にでも) 対抗できる。

相手方には、**取消権は認められない。**

## 【第三者の保護(同意なし等の契約をした相手方の保護)】

当該**相手方**には、**追認の催告権のみ**が与えられる。

### \* 催告の方法

**1か月以上**の期間を定めて取り消すことのできる契約を追認するか否かを**追認権のある保護者**に対して**催告**する。

# 相手方の催告

制限行為能力者	催告する相手は誰か	確答がないとき
契約時は制限行為能力者で、現在は行為能力者となった者	本人	追認
未成年者	保護者・法定代理人	
成年被後見人	成年後見人	
被保佐人・被補助人	保佐人・補助人	
	本人	取消し

# 取消権について

## 【取消権の行使】

取り消すまでは有効、取り消すと無効(初めから何もない)に転じる

## 【取消権があるのに取り消せなくなる場合】

### \*追認

\*法定追認(追認の意思表示をしなくても追認したことになること)

- ・履行の請求
- ・債務の全部または一部の履行をする、受ける

### \*取消権の消滅

- ・追認できるときから5年または行為のときから20年のいずれか、早く訪れたときから取消権は消滅